

日南市応援消費プレミアム付商品券特定事業者（店舗）募集要領

（目的）

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症に伴い打撃を受けた市内事業者の支援と、市民の消費喚起を促すために市が発行する応援消費プレミアム付商品券を取扱う特定事業者の公募について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援消費プレミアム付商品券 市によって販売される商品券をいう。
- (2) 特定取引 応援消費プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った応援消費プレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

（応援消費プレミアム付商品券の概要）

第3条 市が発行する応援消費プレミアム付商品券は、1冊1万円で販売する。

- 2 1枚あたりの券面は、千円とし、13枚綴りで1冊（額面1万3千円分）とする。
- 3 購入対象者一人につき、1冊限りの販売とする。

（応援消費プレミアム付商品券の使用範囲等）

第4条 応援消費プレミアム付商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 応援消費プレミアム付商品券の使用期間は、令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間とする。
- 3 特定取引に使用された応援消費プレミアム付商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われなないものとする。
- 4 応援消費プレミアム付商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。
- 5 応援消費プレミアム付商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使者に限り使用することができる。
- 6 応援消費プレミアム付商品券は、以下の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産及び金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの

(5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

(応援消費プレミアム付商品券の販売期間)

第 5 条 応援消費プレミアム付商品券の販売期間は、令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 11 月 30 日までの間とし、詳細な販売日時については、市が別に定める。

(特定事業者の登録等)

第 6 条 市は、特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者に特定事業者登録証明書を交付する。

2 登録を希望する事業者は、日南市応援消費プレミアム付商品券特定事業者申込書兼誓約書（様式第 1 号）に必要事項を記載の上、令和 2 年 8 月 31 日までに市の指定窓口へ提出するものとする。

3 応募登録が可能な事業者は、宮崎県内に本店又は主たる事務所を有する者（県外に本社を置く事業所を除く）で、かつ日南市内に事業所（店舗）を有し、営業を行っている者とする。

(特定事業者の要件)

第 7 条 特定事業者は、市内の店舗（移動販売車を含む）のうち、次の（1）～（4）に該当しない店舗とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っている店舗

(2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗

(3) 第 4 条 6 号に掲げる取引を行っている、又は商品のみを取り扱う事業者の店舗

(4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗

(特定事業者の責務)

第 8 条 特定事業者は、特定取引において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 応援消費プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと

(2) 市が配布する加盟店舗一覧などの啓発用グッズを、来客者の見やすい場所に掲示すること

(3) 商品券の偽造等の不正の疑いがある場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに市へ報告すること

(4) 市との連携体制を構築し、必要に応じて市からの指示に従うこと

2 市は、特定事業者が前項各号に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(特定事業者の登録解除)

第9条 特定事業者は、自ら特定事業者の登録を解除したい場合は、日南市応援消費プレミアム付商品券特定事業者登録解除届出書（様式第2号）を市へ提出し、特定事業者登録証明書を返却しなければならない。

(応援消費プレミアム付商品券の換金手続)

第10条 市は、特定取引において応援消費プレミアム付商品券が使用された場合は、市が別に定める方法で関係する特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、市が別に指定した場所に、特定事業者登録証明書を提示するとともに、特定取引において受け取った応援消費プレミアム付商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。

3 換金申出期間は、令和2年10月1日から令和3年1月15日までとする。

4 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法による。口座振替は、換金の申出を受けた日から2週間以内に行う。

(紛失等の責務)

第11条 特定取引において受け取った応援消費プレミアム付商品券の盗難、紛失、滅失は、特定事業者の責務とする。

(市の責務)

第12条 特定事業者に対する説明会を実施し、事業の適正な管理に努めなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めのないことについては、別途、市と協議するものとする。

附 則

この要領は、令和2年7月15日から施行する。

日南市応援消費プレミアム付商品券 特定事業者申込書兼誓約書

日南市長 様

住所（連絡先）
 申込事業所名
 （商号・屋号）
 代表者名 印
 担当者名
 連絡先（電 話）
 （FAX）
 法人番号（※法人のみ記入）【 】

当店（事業所）は、日南市が実施する日南市応援消費プレミアム付商品券事業の趣旨を理解し、添付資料を添えて特定事業者として申込みます。また、申込みにあたり他店転用等の不適切な行為を行わないことを誓約します。

記

表示店名				
事業内容 (いずれかに○)	飲食・小売・美容・サービス・その他（ ）			
営業所（店）住所				
電話番号				
換金先口座情報	金融機関名	支店名	口座名義（カタカナ）	口座番号 (普通・当座)

※上記の内容は、本事業の名簿やチラシ作成などに利用します。本事業の目的以外には一切使用いたしません。

【添付資料】

- ・換金先口座情報が判る通帳のコピー【法人・個人共通】
- ・本店所在地を証明する書類（例：登記事項証明書等）【法人番号が分からない法人のみ】

※事務局処理欄（以下は記入しないでください。）

受付日	確認印	入力日	確認印
月 日		月 日	

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

日南市応援消費プレミアム付商品券 特定事業者登録解除届出書

日南市長 様

住所（連絡先）

申込事業所名

（商号・屋号）

代表者名

印

担当者名

連絡先（電 話）

（F A X）

当店（事業所）は、日南市が実施する日南市応援消費プレミアム付商品券事業の特定事業者として登録をしましたが、諸般の事情により登録を解除いたしますので、よろしくお取り扱いいただきますようお願いいたします。